

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国大学法人附属学校事務主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課

御中

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

令和7年度「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
（芸術教育における芸術担当教員等研修事業）」事務局

令和7年度伝統音楽指導者研修会の開催について（依頼）

日頃から文化庁の事業にご協力いただきありがとうございます。本研修は音楽を担当する指導主事等の各地域における指導者を対象として、我が国の伝統音楽について学習指導要領の趣旨を踏まえた必要な知識・技能を習得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言が受講者により行われることを目的として開催しております。

さて、令和7年度の伝統音楽指導者研修会については、下記の通り実技コース及び授業実践コースを参集にて実施いたします。

については、授業実践コース及び実技コースの受講者を「受講希望者等の報告について」（別紙1）に基づき、各主管課等で取りまとめて御報告ください。

記

1. 目的

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修を行い、受講者が各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言を行うことによって、我が国の伝統音楽の指導の充実を図る。

2. 主催 文化庁

3. 共催 国立大学法人東京藝術大学

4. 開催日及び各文書提出期限

○ 開催日：

令和7年7月31日（木）

令和7年8月1日（金）

○ 各文書提出期限

・受講希望者等名簿（別紙1参照）：令和7年6月13日（金）

・実施事例等の提出（別紙2参照）：令和7年7月11日（金）

5. 日程及び内容（予定）

各時間割については調整中のため、後日変更となる場合がある。

〔実技コース〕

7月31日（木）1日目

9:30	10:00	10:40	11:00	12:30	13:30	15:30	15:50	17:00
受付	開会式	休憩・移動	実技研修① (90分)	昼食 (60分)	実技研修② (120分)	休憩・移動	鑑賞研修 (70分)	
第6ホール			各研修会場	昼食会場※1	各研修会場		第6ホール	

8月1日（金）2日目

9:00	9:20	11:45	12:45	13:45	14:05	15:30	15:50	16:30
受付	実技研修③ (145分)	昼食 (60分)	合奏練習 (60分)	休憩・移動	演奏発表 (85分) ※2	閉会式	協議会 ※3	
第6ホール	各研修会場	昼食会場 ※1	各研修会場		第6ホール			

〔授業実践コース〕

7月31日（木）1日目

9:30	10:00	10:40	11:00	12:30	13:30	15:30	15:50	17:00
受付	開会式	休憩・移動	理論研修 (90分)	昼食 (60分)	実技研修① (120分)	休憩・移動	鑑賞研修 (70分)	
第6ホール			201ホール※4	昼食会場※1	201ホール※4		奏楽堂	

8月1日（金）2日目

9:00	9:20	9:40	11:30	12:30	14:00	14:55	15:15	15:30	15:50	16:30
受付	授業に関する 質疑応答 (20分)	テーマ別 グループ協議 (110分・休憩を含む)	昼食 (60分)	研修発表 (75分・休憩15分)	実技研修② (55分)	鑑賞 (20分)	休憩・移動	閉会式	協議会 ※3	
第6ホール	201ホール、他 ※4	昼食会場 ※1	201ホール ※4	201ホール ※4	第6ホール					

※1 「昼食」は、大学キャンパス内の学食利用を推奨する。

※2 「演奏発表」は、舞台準備を含む。

※3 「協議会」は、閉会式後に希望者のみ参加とする。

※4 隣接する音楽学部附属高等学校内にて行う。

6. 会 場

国立大学法人東京藝術大学（上野キャンパス）・東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校
〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2番8号

7. 研修内容

○ 実技コース・授業実践コースについて

- 鑑賞研修（1日目）：
実技コース、授業実践コースともに模範演奏の鑑賞を行う。
- 演奏発表・テーマ別グループ協議及び研修発表（2日目）：
・実技コースは実技研修の成果について、演奏発表を行う。
・授業実践コースは理論・実技研修を踏まえたテーマ別グループ協議及び研修発表等を行う。
- 協議会（2日目）：
実技コース、授業実践コースともに研修の振り返りと今後の自身の講師等としての活動に向けた意見交換を行う。（希望者による参加）

○ 実技コース

実技研修①～③（1日目及び2日目）：

「箏曲（山田流）」、「箏曲（生田流）」、「尺八（都山流）」、「長唄三味線」、
「邦楽囃子（大鼓、小鼓、太鼓）」、「邦楽囃子（篠笛）」、「長唄」
「伝統的な歌唱・箏曲（山田流）」、「伝統的な歌唱・謡曲（宝生流）」
の各コース別に実技研修を行う。

○ 授業実践コース

学習指導要領に基づく文化庁教科調査官等による理論研修、実技研修、我が国の伝統音楽の指導に関するグループ及び全体での協議を行う。

令和7年度は「箏を中心とした伝統音楽の実践と指導法」等を行う。

8. 参加者

（1）参加対象者

○ 実技コース

① 受講資格

- ・各都道府県・指定都市教育委員会等（以下「教育委員会等」という。）の指導主事等又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員等であって、各地域で本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定のある者
- ・2日間の研修に参加できる者

② 受講人数

- ・各都道府県・指定都市から3～5名程度
- ・実技コースにおける実技研修の各コース定員（予定）

コース名	定員	コース名	定員
1. 箏曲（山田流）	10人	6. 邦楽囃子（大鼓）	30人
2. 箏曲（生田流）	20人	7. 邦楽囃子（小鼓）	
3. 尺八（都山流）	15人	8. 邦楽囃子（太鼓）	
4. 長唄三味線 ※	30人	9. 長唄	20人
5. 邦楽囃子（篠笛）※	20人	10. 伝統的な歌唱の箏曲（山田流）	5人
		11. 伝統的な歌唱の謡曲（宝生流）	10人

※三味線（撥、指かけ、膝ゴム等）の消耗品、及び篠笛（塩化ビニール製）については、衛生的な観点から受講者が準備すること。購入方法等の詳細については、追って通知する。

○ 授業実践コース

① 受講資格

- ・教育委員会等の指導主事等又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員等であって、校内研修や研究会等で我が国の伝統音楽を教材とした授業を公開する予定がある者
- ・2日間の研修に参加できる者

② 受講人数

- ・60名まで（予定）

③ 第2希望・第3希望（実技コース）

- ・実技コースの受講資格を満たす者は、実技コースを第2希望・第3希望とすることができる。

（2）申込手続

教育委員会等、私立学校、国公立大学法人附属学校は受講希望者を「R7伝音研修会_受講希望者等名簿」に取りまとめ、推薦順位を決定の上、**令和7年6月13日（金）までに**令和7年度「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（芸術教育における芸術担当教職員等研修事業）」事務局宛てに報告するものとする。

（「受講希望者等の報告について」（別紙1）参照）

(3) 成果の還元・普及

教育委員会等、私立学校、国公立大学法人附属学校においては、参加者の成果の普及の場を設けるよう努めるものとする。また、参加者は、様々な手段・方法により、積極的に本研修会における成果を域内の学校等に普及するよう努めるものとする。

9. 受講者の決定

- (1) 6月下旬から7月初旬を目途に、受講者を決定し、教育委員会等、私立学校、国公立大学法人附属学校に対して、通知する。
- (2) 実技研修のコースは、受講希望者の希望を勘案し、調整の上決定し、通知する予定。
- (3) 受講希望者が多数の場合は、文化庁で調整の上決定し、通知する予定。

10. 授業実践事例の提出

受講者決定後、別紙2「実践事例等の提出について」により、授業実践コース受講者には「伝統音楽の指導に関する実践について」（様式1）を、教育委員会等、私立学校、国公立大学法人附属学校には、「伝統音楽指導者研修会受講者の活用について」（様式2）を提出していただきます。なお、（様式1）に記載いただいた内容は、参考資料として本研修会の参加者にデータ等で配布するとともに、授業実践コースの「授業に関する質疑応答」の時間等においても活用させていただきます。

11. その他

- (1) 本研修会は、実技コースでは実技研修、授業実践コースでは理論・実技研修を中心とするものであることを理解した上で受講すること。
- (2) 本研修会の受講後、本研修会の成果をどのように各地域に還元したかについて、報告を求めることがある。
- (3) （別紙1）において報告された受講希望者の経験等に応じたクラス編成を行うが、当日の状況によりコースの変更があり得る。
- (4) 受講するコースにより、実技研修に必要な消耗品や、研修会場内で着用する白足袋等の持参が必要となる場合があるため、受講決定時の通知文書をよく確認した上で受講すること。
- (5) 宿泊が必要な場合は、各自で準備するものとする。

【添付文書】

- ・（別紙1）受講希望者等の報告について
- ・（県名等）R7伝音研修会_受講希望者等名簿
- ・（別紙2）実践事例等の提出について
- ・（様式1）伝統音楽の指導に係る実践事例について
- ・（様式2）伝統音楽指導者研修会参加者の活用について

【本 件 担 当】文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室 芸術教育推進係

【本件問合せ先】令和7年度「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（芸術教育における芸術担当教員等研修事業）」事務局

担当：井俣・辻野

電話：03-4563-5477（直通）【受付時間】平日10:00～17:00

E-mail：ade.jp.artedu@jp.adecco.com